

## 第4章 推進体制

### 1 庁内の推進体制

#### (1) 総合調整機能及び組織体制の整備

前章でみたように八尾市では、女性、子ども、高齢者、障害者などをめぐる個別的人権課題に対応するため、さまざまな取り組みが行われてきました。今後、人権問題はますます多様化、複雑化する傾向にあり、そのため、その解決を図るためにはあらゆる行政分野の連携によって、総合的で、実効性のある施策が実施されなければなりません。このため、既存の人権啓発推進本部や女性施策推進本部、人権教育のための国連10年推進本部等の推進体制の見直しをはじめ人権に関する機構や組織の整備を図る必要があります。

また、人権施策の効果的な推進を図るためには、人権調整課等の人権部局の調整機能を一層強化する必要があります。また、人権課題の実情を踏まえ、施策の企画・調整・点検を行うとともに、施策の実施状況の適切な進行管理を図ることが重要です。

#### (2) 職員の人権意識の向上

職員は、職務上、市民の人権に深く関与することが多く、さらに、施策の推進者としての立場もあり、また、施策に関する説明責任も問われています。今後、行政のあらゆる分野において人権の視点で施策を推進するためには、職員は人権問題に対する正しい理解と認識をもち、豊かな人権感覚を身につけることが必要です。人権に関する取り組みは、人権担当部局だけのものではなく、すべての部局で取り組むものであるという意識を全職員に徹底させるとともに、現在の業務を人権の視点で見直すという積極的な意識をもつ必要があります。そのため、職員に対しては、体系的な人権研修とともに、日常の業務に即した各職場における人権研修を充実することが大切です。なお、2003(平成15)年4月には新たに人権担当者制度が創設され、各課に人権担当者が配置され、人権問題に関する職場研修の実施や人権啓発事業の推進等を行なうこととされています。今後はこの制度の活性化を図ることによって、より一層職場研修を推進することが期待されます。

### 2 市民・関係行政機関との連携

現在、八尾市では八尾市人権啓発推進協議会及び八尾市企業人権協議

会の設置をはじめNPOなどの市民組織との連携をより一層深めるためのネットワークの構築などの取り組みが行われています。

今後、人権施策を効果的に推進するためには、このような市民活動の活性化を図るとともに、それらとの連携をより一層深め、協働関係を構築することが重要です。

また、国をはじめ大阪府や府下市町村においても、人権に関する多様な取り組みが進められており、これらの関係行政機関が実施している人権施策との連携を図りながら市の施策を推進する必要があります。